

KHKS



液化石油ガス法施行規則関係技術基準

KHKS 0739(2003)

平成15年3月1日 制定

(2018年 確認)

高圧ガス保安協会

2003

1. 埋設管腐食測定器

埋設管腐食測定器は、供給管等に直流電流を流し、抵抗を測定し、腐食の診断を行うものであって、次表に適合するものであること。

表 示	通電変化幅及び腐食速度値はマイコンで処理して表示
電圧計	分解能 1 mV以下、入力インピーダンス $11 \times 10^6 \Omega$ 測定範囲 0～-7000 mV以上
電流計	分解能 0.01 mA以下、内部抵抗 50 Ω 以下 測定範囲 0～120 mA以上
端 子	基準電極端子、ガス管端子、通電棒端子
特 記	本器には、埋設配管の非掘削状態における通電試験で得られた測定値から算出した通電変化幅 (mV/mA) と、掘削切出した管体の測定値 (最大腐食深さ) との相関を求めた関係式から算出された値を表示すること。 通電変化幅 (mV/mA) は、埋設配管の管対地電位値から、通電時の管対地電位値を差引き、これで得られた電位値の差をこの時の通電電流値で除したものをいう。

2. バルク供給用電子式液面計

電子部品を用いて計測及び計測値を表示する液面計にあつては、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件（平成9年3月17日通商産業省告示第127号）第4条第1号から第7号に定める基準に加えて、次の基準に適合するものであること。

- 1 液面計は、 -30°C から $+40^{\circ}\text{C}$ までの状態において、使用上支障のないものであること。
- 2 液面計は、通常の使用状態において、雨水、塵埃等が侵入するおそれのないものであること。
- 3 液面計は、通常の使用状態において、 $+40^{\circ}\text{C}$ で湿度90%以上の状態にあるとき使用上支障のないものであること。
- 4 液面計は、イソブタンの濃度が2.5%以上3.5%以下の雰囲気中において、液面計を作動させたとき誘爆しないものであること。
- 5 次に掲げる計測に係る異常表示を行うものであること。
 - ① 電池電圧低下時（電池を用いるものに限る。）
 - ② 信号線断線及びセンサー異常による計測異常時

参考 技術基準中で引用する法令等について

1. バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件
(平成9年3月17日通商産業省告示第127号) 第四条第一号から第七号

引用箇所	2. バルク供給用電子式液面計
	<p>(液面計の設置等)</p> <p>第四条 規則第十九条第一号ホ又は第三号ハ(2)の液面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。</p> <p>一 液面計は、耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するもの以外のものであること。</p> <p>二 耐圧部分を有する液面計にあつては、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品であること。</p> <p>三 液化石油ガスに接触する部分を有する液面計にあつては、バルク容器又はバルク貯槽内にある液化石油ガスに侵されないものであること。</p> <p>四 液面計の計量値の誤差は、当該液面計が設置されているバルク容器又はバルク貯槽の内容積の百分の五以内であること。</p> <p>五 可動部を有する液面計にあつては、輸送中の振動に耐えるものであり、かつ、可動部について型式ごとに作動試験を行い、三千回以上の反復作動試験に耐えるものであること。</p> <p>六 液面計は、使用中に加えられる振動に耐えるものであること。</p> <p>七 液面計の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。</p> <p>イ 製造事業者の名称又は記号</p> <p>ロ 製造番号</p> <p>ハ 製造年月</p> <p>八 (略)</p>